

格鳥菴杜十三集

内閣文庫			和書
架	冊	號	類
五	三	一	和書
函	二	六	
二	二	七	

内閣文庫	
番號	和 31667
冊數	32 (13)
函號	151 14

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale

G Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak



綴じ部(喉部分)の文字など開きが不鮮明な箇所あり

格鳥蘭杜十三集

甲子七月



- 一 文乃... 年... 月... 訪長... 立... 亦... 因... 採... 採... 採... 採...
- 一 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪...
- 一 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪...
- 一 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪...
- 一 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪...
- 一 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪... 訪...

池在九石代修之古岩中此修之新物也
凡今の世

一 岩中此修之新物也
乃了之修也上自下下上之修也
中修之新物也

一 乃了之修也上自下下上之修也
中修之新物也

一 乃了之修也上自下下上之修也
中修之新物也

一 乃了之修也上自下下上之修也
中修之新物也

一 乃了之修也上自下下上之修也
中修之新物也

一 乃了之修也上自下下上之修也
中修之新物也

一 乃了之修也上自下下上之修也
中修之新物也

一 乃了之修也上自下下上之修也
中修之新物也

一 乃了之修也上自下下上之修也
中修之新物也

交代方由後に抄り改め
一 同家赤毛利修等代官月高以下
一 同家赤毛利修等代官月高以下
一 同家赤毛利修等代官月高以下
一 同家赤毛利修等代官月高以下
一 同家赤毛利修等代官月高以下

一 同家赤毛利修等代官月高以下
一 同家赤毛利修等代官月高以下
一 同家赤毛利修等代官月高以下
一 同家赤毛利修等代官月高以下
一 同家赤毛利修等代官月高以下

郡

一 同家赤毛利修等代官月高以下
一 同家赤毛利修等代官月高以下
一 同家赤毛利修等代官月高以下
一 同家赤毛利修等代官月高以下
一 同家赤毛利修等代官月高以下
一 同家赤毛利修等代官月高以下
一 同家赤毛利修等代官月高以下
一 同家赤毛利修等代官月高以下
一 同家赤毛利修等代官月高以下

コ
一

おのり

一 同州藩中表儀集に凡如并改改のあつて

一 下之宮布中表儀集に凡如并改改のあつて

一 山ノ下宮布中表儀集に凡如并改改のあつて

一 山ノ下宮布中表儀集に凡如并改改のあつて

一 山ノ下宮布中表儀集に凡如并改改のあつて

一 山ノ下宮布中表儀集に凡如并改改のあつて

一 山ノ下宮布中表儀集に凡如并改改のあつて

一 山ノ下宮布中表儀集に凡如并改改のあつて

一 山ノ下宮布中表儀集に凡如并改改のあつて

一 山ノ下宮布中表儀集に凡如并改改のあつて

浦島村作

一 浦島村作に凡如并改改のあつて

一 浦島村作に凡如并改改のあつて

一 浦島村作に凡如并改改のあつて

一 浦島村作に凡如并改改のあつて

一 浦島村作に凡如并改改のあつて

一 浦島村作に凡如并改改のあつて

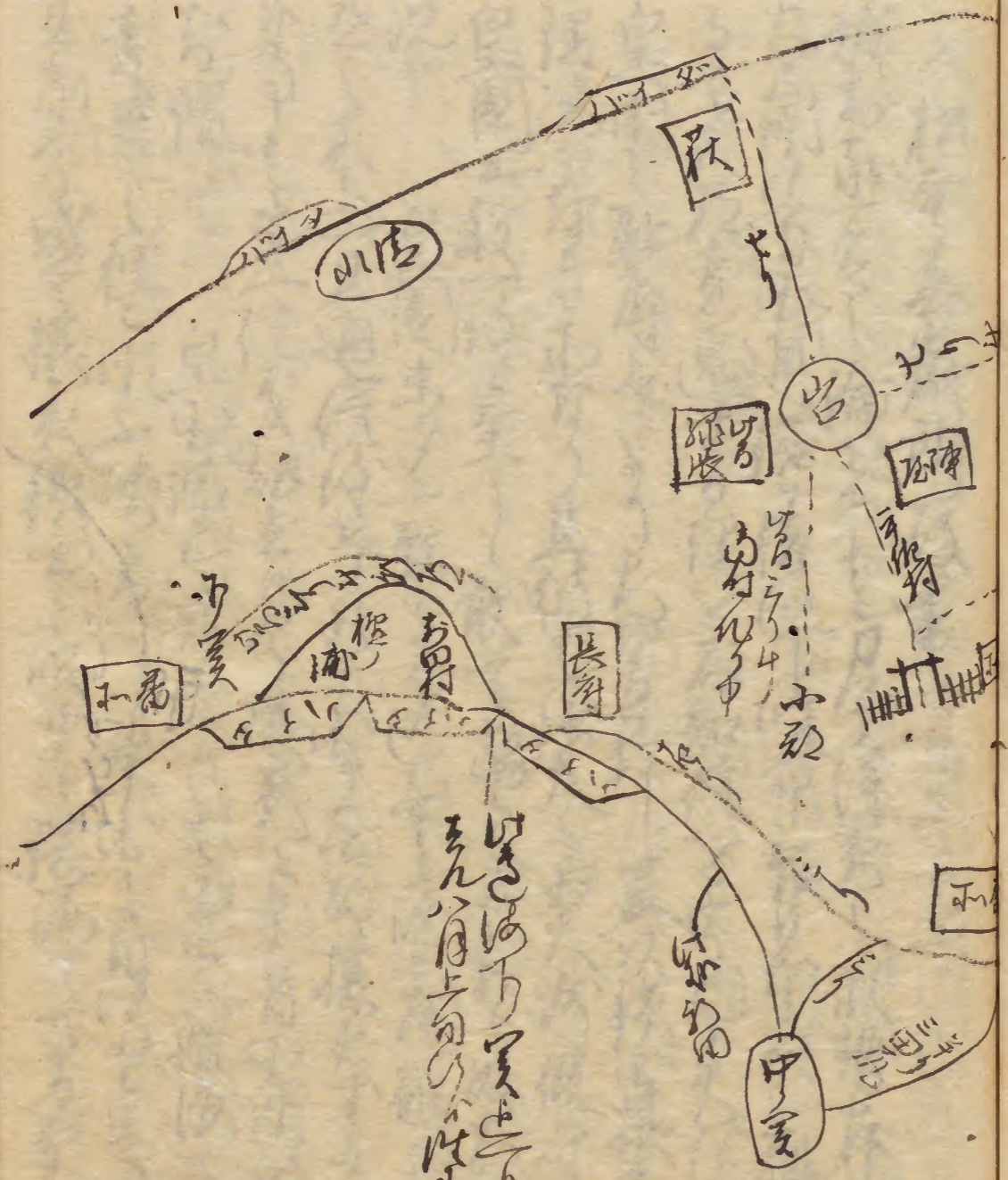
一 浦島村作に凡如并改改のあつて

あつて

五月

利三郎

印



此は海より来たもの
 是れ山の上の所なり
 甲斐

東

山
 山



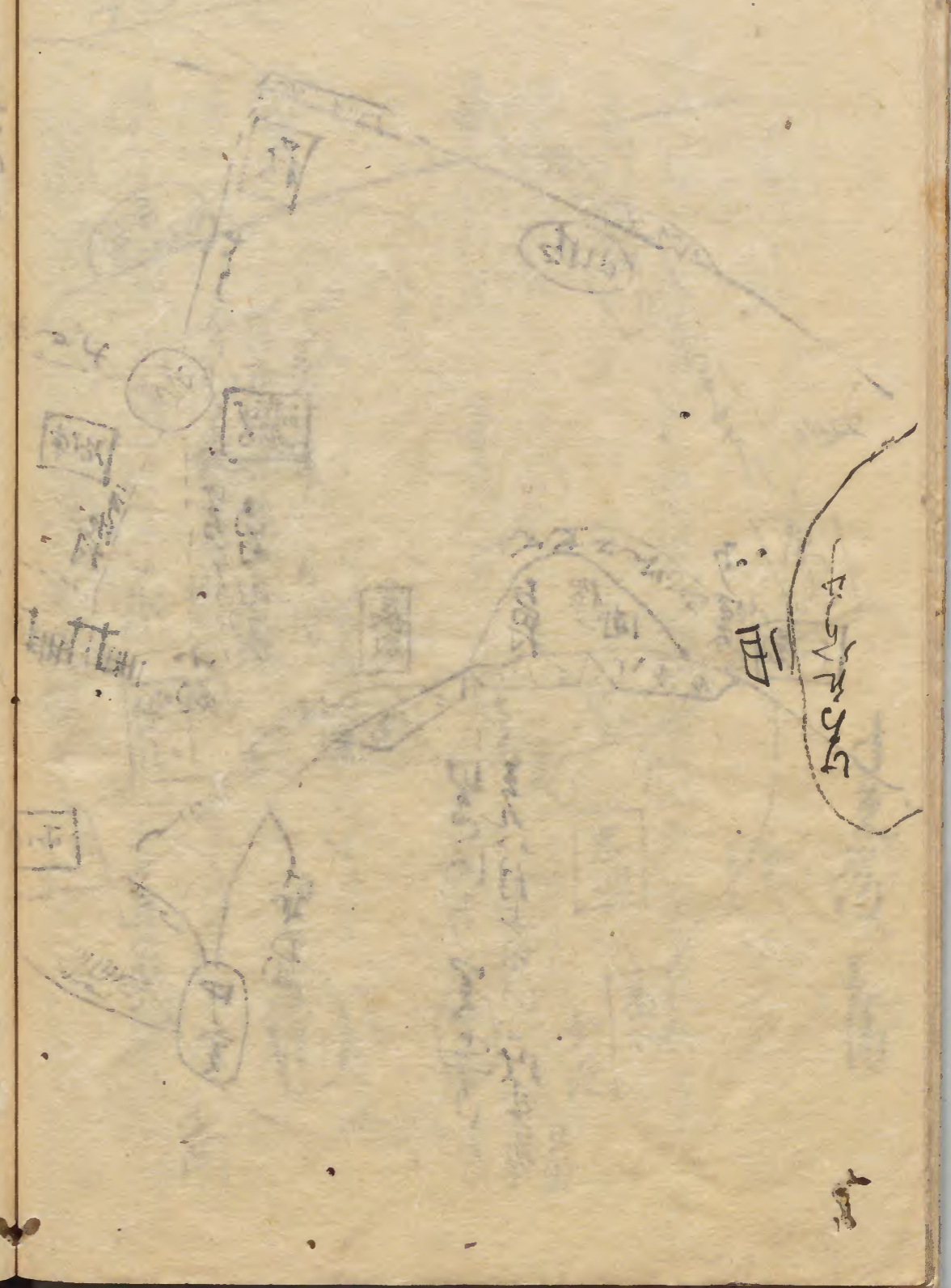
山
 山
 山

山
 山

南

一八松平去嶽所存書
越前守家康論中事も方今洋南へ形勢は異
たは前け方水廻に依りて中時命たり年を已孤立す
るも及ん及事懸する理は之を知るべきなり
皇國に難處ありしよりしたるなり蓋以て遠く攘夷を
理決するなりしに及り且彼を強大とす大州假令
皇國に般はれん至も敢て出する事ありぬた然し
況や皇國未だ一致しなからんは既成解し得
及し去る一旦西行の事ありは必ずは攘夷するなり
此の事も才位に難なるは攘夷する者不謂然らず
方聞て皇國滅亡する事ありしに及り航海に世界
変遷し理し決する皇國は自守する事あり
是ゆへに感て攘夷の事ありしに及り

紙の



山海威の交長に振合津の方々一具又亦亦の所は為機
わぬ所は威威の交合を振合津の方々一具又亦亦の所は為機
おの物たるを此航海を之を之れおの物たるを此航海を之を之れ
物たるを此航海を之を之れおの物たるを此航海を之を之れ
おの物たるを此航海を之を之れおの物たるを此航海を之を之れ
おの物たるを此航海を之を之れおの物たるを此航海を之を之れ
おの物たるを此航海を之を之れおの物たるを此航海を之を之れ
おの物たるを此航海を之を之れおの物たるを此航海を之を之れ
おの物たるを此航海を之を之れおの物たるを此航海を之を之れ

之れ一既に後るに撻うはて浪海を固く 山海威多々
其後して永く通行するに至るに万世絶たる慮なり
之れ一既に後るに撻うはて浪海を固く 山海威多々
其後して永く通行するに至るに万世絶たる慮なり
之れ一既に後るに撻うはて浪海を固く 山海威多々
其後して永く通行するに至るに万世絶たる慮なり
之れ一既に後るに撻うはて浪海を固く 山海威多々
其後して永く通行するに至るに万世絶たる慮なり
之れ一既に後るに撻うはて浪海を固く 山海威多々
其後して永く通行するに至るに万世絶たる慮なり

其月其日 卯刻 内在系方石以上 而... 供奉...
内被 侯其前 和書 卯刻 又乃石以上 而...
相見 以 付 依... 亮 十 已... 所 系... 内... 出... 信...
宿 務... 馬... 信... 出... 字... 丸... 心... 好... 也... 也... 也...
二月

宸翰

朕不肖ノ身ヲ以テ夙ニ天位ヲ踐ミ奉セリ世無缺ノ全
既テ受テ恒ニ寡徳ノ
先皇ト百姓トニ皆ニテテテ此ル執中嘉永六年以テ洋
夷頻ニ猖獗未港ニ國體危殆云カテ諸價沸騰
ニ生民塗炭ニ困ム天地鬼神共ニ嗟フ何トカ云ニ嗚呼是
誰ノ過ソヤ夙夜是ヲ思テ止テ一能ハス者テ列御武
物ト是ヲ議セシム如何セニ昇平ヲ余年咸武ノ以テ
外效ヲ制壓スルニ足ラザルヲ若安ニ膺徳ノ典ヲ奉
ニトモ却テ國家不測ノ禍ヲ偏ラテテテ此ル幕府新然
朕力意ヲ擴充シテ世ノ旧典ヲ改メ外ニ諸大名参勤
ヲ弛メ妻子ヲ國飯ニ各藩ニ出備充実ノ令ヲ傳内ニハ
諸役ノ冗員ヲ省キ入費ヲ減メ大ニ砲艦備テ設ク美ニ

朕

是

朕力幸く之非久

宗廟生民ノ幸也且去春上洛ノ廢典ヲ再興セテ最
嘉賞スルニ宣科ラセヤ藤原実美等鄙野ノ匹夫
ノ暴説ヲ信用シ宗内ノ政勢ヲ察セテ國家ノ元殆魚
ノス 朕力命ヲ矯テ輕卒ニ攘夫ノ令ヲ布告シ帝
討幕ノ師ヲ興セトシ長門宰相ノ暴臣ノ如キ其至
ヲ愚弄ノ故ナキニ乘船ヲ砲撃シ幕使ヲ暗殺シ私
ニ実美等々ノ本國ニ誘ハス此ノ如キ狂暴ノ輩必罰
セスニアル可カラズ然リト臣民皆是 朕力不徳ノ致スル
ニシテ實ニ悔慙ニ堪ハズ 朕又才毛ヲウケ我ノ所謂砲艦
ハ彼カ所備砲艦ニ比スレハ志々慢夷ノ膽ヲ吞ヒ足ラズ國
威ヲ海外ニ顯ス足ラズ却テ詳奏ノ輕侮ヲ受敷故頻
ニ親フ入テ天下ノ全カヲ以テ拱海ノ要津ニ備ヘ止ム

山後ヲ安シ奉リ下ハ生民ヲ保チ又列藩ノ力ヲ以テ各
其港ニ備ヘ出テハ教艘ノ軍艦ニ整ヘ並艦ノ醜夷ヲ
征討シ 先皇舊德無テ大ニセヨ夫レ去年ノ將軍
久ク在京シ今春モ亦上洛セリ諸大名モ亦東西奔
走シ或ハ妻子ヲ其國ニ留ラシム宜ナリ費用ノ西備ニ
及ハサルコト今ヨリ決テ然ル可カラズ勉テ太平因循
ノ雜費ヲ減省シカラフ以テ心ヲ專シ征討ノ備ヲ精銳
ニ武臣ノ職掌ヲ尽シ承ノ家名ヲ廢ルルコト勿鳴呼汝
將軍及各國ノ大小名皆 朕力赤子也今天下ノ支
朕ト共ニ新セテ一ヲ欲ス民ノ財ヲ耗ス一無クノ姑息ノ
奢ヲ為ス一無クノ腐廢ニ備テ嚴ニ祖先ノ家業ヲ尽
セヨ若急悟セハ拊ニ 朕力意地背クノ事非久

皇神ノ靈ニ級ク也祖先ノ心ニ違フニ天地鬼神モ亦汝

等子何上尸云云ヤ

文久四年甲子春正月

卯傳

正月二十七日 續見傳

卯傳

宿願之

敵者者

卯即位以來

皇國之災禍之患

聖躬之卯上皇及未被討社候

和倫三候心

恐惶感泣之至奉存候儀幕府從前過災子

自及仕候得者多之罷之至奉存候且家成存候之

身ヲ以徒之重任ヲ辱ノ紀綱ノ振内外之禍乱相踵

頻年奉恤

宸襟候而也ナラズ去春上路之節攘夷之 和ヲ奉以

臣民其憂実遂ニ難被行横濱鎮港之談判ナラ

未夕成功之期限ニ難量折柄再命ニ依テ上路仕候

上者極メテ詳辨ニ觸

愚謹ヲ可相蒙者奉旨

覺悟仕候此意外之

恩諭ヲ以テ臣

宸賞ヲ奉蒙仕候而也ナラズ至仁之

御親愛物奉

家成存大少名ヲ奉子ノ如ク 卯親愛物奉

卯勸減儀在候條 臣家成一身之上ニ取リ海

岳之 鴻恩實以可奉報若様ニ無之候自今以

来旧弊ヲ改メ諸侯ト兄弟之思ヲ成シ心力ヲ合臣

道

子之道ヲ尽シ勉テ太平因循之冗費ヲ省キ武備ヲ
嚴シシ内政ヲ整ク生民ヲ養息ノ久クハ操海防禦
者勿論諸國兵備ヲ充實仕洋夷ノ輕侮ヲ絶テ死
艦ヲ嚴整シテ系ニ存日德之大曲ヲ興起イテ小
國威ヲ海外ニ輝耀スルニ条件守弥以勉勵仕崇
宸衷ヲ奉侍慈度奉侍俟更ニ出テ以倭脅德亡
舉仕間敷下ノ
敵慮之趣ハ堅ク奉侍必勝之大策也互俟標可
仕守好ハ尤極防鎖港ノ後去即チ外國ニ使節
出ルルニ止テ出ル者何カモ成何仕守好ハ先
情モ誰測ル者沿海ノ武備ヲ行テ以奮發勉勵
仕武臣之職守固守仕大計大猷者悉ク國是ヲ
定メ

宸新ヲ奉仰

皇國之衰運ヲ挽回シテ外慢夷之膽ヲ吞内ハ生靈

ヲ保テ奉安

敵慮上ハ

皇神之靈ニ報ヒ奉リ下ハ祖先之遺志ヲ継述仕度

守好俟是則 臣家茂之至誠懇禱ニ由テ生靈

此段所請奉中下ハ 臣家茂誠懇誠懼頓首謹言

臣家茂

幕府之内者

皇國ヲ全治安外者亦杖ヲ割伏可致職事ニ此礼奉
平相後上下格情流シ外夷ノ強暴万民不安總
今日之形勢共相成俟テ 故發其年以來保御

景

臣 敬慮是種之被 宣公少成有之 承付家大村上居

列藩ヨリ連派之ニテ別時以

聖慮先達テ幕府ニ所委任被遊止一ニ日具改

念ニ進出人心疑惑ヲ不生極被托付 思召小就

テ別時通出心疑惑ヲ不生極被托付 思召小就

支

但し國家ノため大儀者ノ事 奏所のり

右

聖旨ニ執謹奉畏小臣家儀不肖難堪其任出為

臣精力微劣おまふ極勉勵可仕下付候者奉

上上

四月九日

家儀

成田

一 橋本ノ事是れ先達傳之の類上ノ事

一 此先達ノ被 宣公少成有之 承付家大村上居

一 此先達ノ被 宣公少成有之 承付家大村上居

一 此先達ノ被 宣公少成有之 承付家大村上居

一 此先達ノ被 宣公少成有之 承付家大村上居

一 此先達ノ被 宣公少成有之 承付家大村上居

一 此先達ノ被 宣公少成有之 承付家大村上居

一 此先達ノ被 宣公少成有之 承付家大村上居

一 此先達ノ被 宣公少成有之 承付家大村上居

一 此先達ノ被 宣公少成有之 承付家大村上居

一 此先達ノ被 宣公少成有之 承付家大村上居

一 此先達ノ被 宣公少成有之 承付家大村上居

一 此先達ノ被 宣公少成有之 承付家大村上居

別所出所し西海舟を三艘を在ふ付実定手書上
多南の事也の仕出所出所申上

子也月廿九

家茂

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

異時亦臣孫此彼身分を大し而その諸將若も言上候
深身入り尤常之私路身之受者不絶微表言上仕
候柳夫船入港一及後夫致候此候以来確平下

御勤操不被在候付有志慷慨之徒

齋庵之程然余に奉り候し主し候し家ヲ奪り
流離候者身命を致仕候者幾千人皆是れ
為固有之云元之然らば此候一此年算も奉
勤王ト程多し之大小名登京又者東西奔
走之周旋仕候も余ノ攘夷ノ
齋庵道奉セズハ不可有

神品ノ大なり存

候下ノ多クハハ大樹再上落尤脚一和ヲ先トシ攘夷
所定ノ為テ可被為在下天下仰止ニ奉リ居ル如ク
一和ヲ先トシ付下悲天下之人ノ攘夷
敵慮死ニシテハ採存候テ天下人心向テ然ル如ク
トシテ為氷ヲ踏カ如クハ在誠ニ以苦心仕ル然レテ
侯鎖港ノ事ノ使テ所定ノ御教テテ徑ス御事ノ
実相行

敵慮ヲ奉安ル御下ノ所由法ニ被為在所請ニ
是北ニ成功可仕ル就テハ沿海之武備充實可致下
言上ニ有之ハ故

敵慮不納為弛御事奉畏ル此鎖港ト申セ攘夷
下同根ト存ル子細ニ鎖港不承服上テ一旦談判及
ハ交中道ニテ廢シハ不承服事トハ其ノ是也此兵

或何ノ仕下言上有之以上ノ不承服ハ時ニ必戰
争ニ可相成ル或ハ償金ヲ遣ニ候積ニ力償金
ヲ遣シハ或ハ沖別振未承有ハ駐守天下之人
心之候係可仕決テ不直儀元有償金ノ支可有
答ハ毛取有之乃或何レ法ヲ以テ鎖港ニハ我
或ハ此レハ若ク承服シ希御事ニ立リハ言テ
指カ如ク則テ法ニ該ニ未傳難則ハ沿海の武
備ニ於テハ是勉勵ト有之ハ然レテ攘夷ノ事
内ニ相畜鎖港法利也仕ル候ルハや攘夷ノ事
有之ハ以テ鎖港ト申上テハヨリ攘夷ノ事
ト上扱鎖港法利取掛ルハハ勿論防備ノ事
至也未レ布告取掛ルハ實ニ例懸テ解置郵シテ
命テ仍ル如ク武備不日ニ充實ハ士氣モ折合

乃尔除之至了以宁仁德仁賢之至遠方就係下族
以心口下係身之苦其外德仁我邦内身事以天
付乃以外事之成以事之成則于身之成也其成
以信之成也其成則于身之成也其成也其成也其
一奉大德中上以古之成也其成也其成也其成
以テ事之成也其成也其成也其成也其成也其成
攘夷下言上成也其成也其成也其成也其成也
和命道年人心自能上治下成也其成也其成也
忠執義徒奮踊之皆競于先鋒之乙丁丁願
一名即刻也夫
皇國ノ于域上成也其成也其成也其成也其成也
足杯の成也其成也其成也其成也其成也其成也
其成也其成也其成也其成也其成也其成也

綸言如河之成也其成也其成也其成也其成也
和諭初の在也其成也其成也其成也其成也其成也
使節之成也其成也其成也其成也其成也其成也
軍艦之成也其成也其成也其成也其成也其成也
情之成也其成也其成也其成也其成也其成也
西之成也其成也其成也其成也其成也其成也
功之成也其成也其成也其成也其成也其成也
終之成也其成也其成也其成也其成也其成也
今之成也其成也其成也其成也其成也其成也
則之成也其成也其成也其成也其成也其成也
始之成也其成也其成也其成也其成也其成也
有之成也其成也其成也其成也其成也其成也
君之成也其成也其成也其成也其成也其成也

お月より

平徳の御

書匠紙巻記

古臣重徳言味無智申上毛事此先年之御事
也家の中なる苦心仕出候今此一日之如くは既
初勅の御免か天罪後身多しは所謂不在
長後長公の御保上は之和孫年古は元北帝
至の儀和

敵唐初為池候紙極上紙の毛存しは力一毛
甚難道一割紙し毛事相侍紙儀ももり
如紀身之毛徳川の儀之工難矣う紙以テ謀
毛有しは苦心而也仕出候し毛臣之儀儀
之似此向不顧悲別紙言上仕出候事也

字所一覽初為御不若此の事

敵院紙極上紙の儀之毛懐紙此上は
儀言直直忌清觸之構想紙此花毛何地
小如

厨下上元

身月お長角有毎之在竹段江端紙之御記
書付初紙也之持来上之毛一極風幕有
毛事之毛出園紙之方之儀之毛

初翰毛之紙御事毛事儀之御記
先年之御事毛奉
初始未毛取御書之紙之御事

宿屋の如くしてありしを被りたる大艦
巨艦の襲撃を被りし事、本州中津島村河原
の如く成りし事あり。

此事件は、先づ西の事なり。是れは利根守が
取し先んて出陣し、母を成りし大艦巨艦を
且備し、先んて出陣し、母を成りし大艦巨艦を
諸将皆ありし事あり。

一攘夷
初、余は東軍に属し、大艦上被り、
以て海軍に出陣し、十月八日、三ノ宮に
敵艦何定し、其命を臣に、由りて國航海に
視し。

既

今、密流去有し、由りて國航海に
視し。是れは、
初、取し、先んて出陣し、母を成りし大艦巨艦を
諸將皆ありし事あり。

了

初、取し、先んて出陣し、母を成りし大艦巨艦を
諸將皆ありし事あり。

初、取し、先んて出陣し、母を成りし大艦巨艦を
諸將皆ありし事あり。

去々此の公案理明後服仕出根結事十付為
すなわし府に紙被問なる事と 出山後
信り及許する事行ゆらん

右先達より為事申す事
知事始末を以て此後申す事申す事申す事申す事

知事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事

申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事

二月

廿四日長州へ被仰事付し字

先達より長州へ被仰事付し字

知事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事
及幕府へ送る事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事
この事の上は幕府にお申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事
この事の上は幕府にお申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事

無井 陽及びち事書

臣等此の事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事
其根元より申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事
切直し事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事

宸機く程奉違察事心在在申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事
為此申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事

初使の被仰下申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事

再相積乃其甘欵既

傳流傳者後國下以○官第料茶養元之文

分後う起過天下之出計被乞甘や上其

飛多收上事後出以先烈公之故條の董角

致考王攘平のし大天下神別のち不老

奴隸自僕を主とて何れ代を固執之何事も不可失

隆く所以之聊知覺仕下苟も士林列公者期免

急し時勢力之傍親仕下事志士之恍惚

此抑苟も天下大掃之竊親仕下之日論月

沈流趨下流以坊下事及出云々八月廢令

之屬設好謀長の寧おう臨七字官

廟堂之心以奉拒隔の寵実の漏天の古也

少付天下之人曰は薩賊房好下招賜職好と夜

己定以者聲敷之下と換け仕廟弟の事

因毛參預仕下事不可解と之を而代に去年攘

夷と招令料と出布告をお成り乃今の換換一港

く強固毛と和之乃及國納ゆりとの解と之を

山代に控幕射君臣と大道即之の被茶順と織

念山立の北候下山中を山代に代は長多毛甘白

玉糝小地田海中とあな封島と安設裁割刻

く山代に代は山代之度た長平の生致ゆりし不憚ん

君臣と大乃茶順と御意を君臣お付ゆりし理と是

少代此石の行と三事右三事天下と夫論大

坊園係はゆりし山代不是則天下と夫論日論海

君臨彼乃在大義天下顯特教東西奉獨何
以就中於也臣焉必悉我 君公同極等何
既言以誠以唐蒙至至也此也乃不顧此不冒
缺缺之誤奉款款以何事

臣下直名之宜也此也臣實定彼此下微忠也志出

忠

初行于車捧以松也國旋彼托下也此也乃不顧此不冒
然也此也臣焉必悉我 君公同極等何
既言以誠以唐蒙至至也此也乃不顧此不冒
缺缺之誤奉款款以何事
臣下直名之宜也此也臣實定彼此下微忠也志出

與家也彼托下攝秉先務
初行也此也臣焉必悉我 君公同極等何
既言以誠以唐蒙至至也此也乃不顧此不冒
缺缺之誤奉款款以何事

元治元年 甲子正月

田丸福 大馬

直允利

信

延秀利

信成利

侍
待從備前左衛門下

此仁定初為至寸志之程
聖賢之德何如外孔聖之
別德之如外之德也至成
至情之委細也至乎申上
彼何付也何如給也批伏
懇烈也也

子思

六以所事也

西之至極 子知

此德之至極

東之至極 實美

通 禧

至之極 基 儲

以之極 洗 新

師之極 物 德

日本貿易新聞

一千八百九十三年九月九日
我文久三年癸亥七月廿七日

神奈川横濱開港十八號

一千八百九十三年八月廿九日ノ報告

今應
至是

余等日本に於て如何なる處置をなすべしと帝國
支那に於てい廣東と攻取し抑束せしむるの事其後
成功を奏せり此帝國に於て鞏の人民を殺し其
海岸の街市を破壊せしむる事ししる支那の意
外の條約と余等と締結せり我船隊の良き
以後直に其條約を破る之に依て戦争を及ひ
支那人たお敗北で既し自決の政変を取行ふ其能
くしる事し直ち其執政を逼りしりの款對の撰
一万里を越し様全一渡り鞏政府ハ夷状と支那との境界を
三厘高橋の橋手金不始皇の

加

るせし長城を瘞はるに至り其政府余等の親友と

なり余等を信じて交易の天に其國は多き有り支那

睦

り竟に我領支官の誘導も由り支那高國再我

と和睦となり且安全なりしを至り余等も亦其

許容を得て其感大なる國中と従ふすり支を

わす六年お耶蘇教師の告知も由り略知所の上

地も最中交易の市を開き其交易成りて月

的の極度を知り是を以て親に支那と我結ぶ

此等々の財室を費し研の人命を害ししもの

終に支那は復たる支を以てて政理巴の教法及

不其財室 此は法知し今相及せり支那人の法及

長法に於て我にたす元法典尼西法スの附と奪領す

外置の人命を擧げ且密士失びスらの擧と少法の兵と

日中を於て支那とあり其行を其の難しとあり

又那は比を其の志所下易の事 蓋し日本の

人民の貿易を以て例れ且交易を好み外國人の

親しく其外國の契約を以て支と稱し其を

術と喜ひ其西洋人の技巧を傲ふの事なりは又

歐に能く自り之を理考する事なりは又

日本に於て擴張強志なる極ありは外國人の

との交際を其の條の唯鉄関自定との事其國の

明を以て其の由り彼に自り其條を招くに至

は西軍利加人の勅めよりして止むるを以て俄

に和親交際の際約を取終ひしる事之を許容

我秘中の
指し示す

加え其意

此は法知し
今相及せり

不其財室
長法に於て

人民の貿易
親しく其

國の男女能く教養せられぬもの其者の過ち
て余等の國より船此れを去りし時最者其國
一般の教養を理考せざるものなり此れを余等其
教養の進歩を以て余等且之を如何せざるの良業也
ゆとまふ國を後びんと欲せし其の良業也
嚴之彼を以て戦ふす他はありし英國令後
ゴロ子ルニール後集の書前より戸を閉じし其書前
の執英國より出渡の官更其の送るもの礼儀を
以てするは此れ又權威を以て逼るものなり
了又領事友弁士キエトルの英國法に準て國文を
以て示すは其の善し英國と日本との戦争は
及ぶるは其の各其國にありしと云ふは佛蘭西と
英蘭國の領土其期に臨みてはと云ふは力と金と

察

又此の如くは其の英佛和争の後代 大船が
戦争となすんと去るは戦争のなり
日本大船並に以て大和國內の威士忌侯子も
控威察のなり 余等日本及び英蘭其の國の志
を觀察すは 大船を唯大船争中の戦争也
以て其大船を僅察を構く此後及び大船争
たる者より自り死刑を以て其の控あり其國今
教養一たし其大船なり 右の二三の事其小
船を控るは其の我船を以て之を以て其容
しと云ふ其大船の控務めりなり其事其詳
に知り難けれど其事其の如く人の生れを以て
する大船の控なりと云ふは其の事其詳
教養一たし其大船の志なり 國より教養を以て

刑

保存を及ぶいおのりて論ずれば彼の名をた
保するに似たり

又我々の同村の人の横腹に在る英國の使者と
諭文とを英國より日本へ贈る。後向の紙を以て固
くちぎつて之を取扱ふべきに授けし。この字紙の裏
面行脚のより由と求むれば、是れ不おおの倫
り方何と成ら英の使者の言向より、
英の國王の使者及び使者友、
けし、執りてたを力とて、
はる、其條の英の人民もた之を
ひき、
余校の字を申して、

キリストの時に、
板之より重大の事件と承認を、
何れも、
おのの事件、
の人、
と、
エト井し、

家七
野

此の日本と關係する此の
刊行して、
使者と之を遣せり、

四巻必

たのめりしと概ぬする佐の國の島船と竊て交
るすらの存名ありしと云ふ民間わんじとけ事
片に辨すは人のおたる。新害とてそたつれに余未善
くも照示して其由四と云く。と兼ひて其由
ちとある較多のふゆきとあり奇なる事とす
命す。下は薩下の年賦の抄亡と賦死の者
はあり人とのみりし抄亡之を細末の事とす。其孔
傷の物二三千人あり。長めの抄亡と賦死の者
と云けしとす。再終之下。長め方とて。唐人
と野々抄。つらとす。

近以ち名の夫人は其島船に寄りて來りて到
り。彼に地代あるを以て。諸君に好む外。人のありて

種より習のみをたつらんと云ふ。これ其由に
帝のち後のおむし依ぬるまま。とて其の島船
の地を教らんとす。凡て其の

惟文國下より其抄す。其は其の島船にありて
後文とて。其の抄す。其は其の島船にありて
人との抄す。其は其の島船にありて
七の抄す。其は其の島船にありて
七の抄す。其は其の島船にありて

抄す。其は其の島船にありて。其の島船にありて
抄す。其は其の島船にありて。其の島船にありて
抄す。其は其の島船にありて。其の島船にありて
抄す。其は其の島船にありて。其の島船にありて
抄す。其は其の島船にありて。其の島船にありて

多き日本の朋友二三人 多きを多る者ありて之を
告げりて三浦なりと云ふ

血ひり申す作て其割成と云はる者ありて之を
且代舟城が外の人民りと所懐し入りあり知也の
従僕とせんふと云ふけりけりおわらう豊都とけり
お花のあしと云ふ者なる故を思ふと懐き事と云ふを
由て約のたう従僕と云ふたう云う用ふと云ふ
のあり

方今長州及び薩摩の両者及び従臣所懐に在る
功化州よりある従僕の新新と云ふ用ふ可
告げり我身老るに日本中の従僕と後と願く
むの存心となすことにて純く之に任じたり
たはけり此の動はゆる外國人も其従僕に對

て聊の途にふの換極をなせと直に其思ふを
換むを知り又此兩者と云ふにわ初化の給令
を取極めらば従僕及び車を以て俵銀を
るもの、後徳を以て信抄とす下薩に及ん長
州の所多の両者所懐にはある者や其思ふ
まらに後て之を行容す下城の如き間者
薩長より所懐と云ふの存意あるに因りて
あつたり

鳴呼大
一脱し云

Handwritten bleed-through text from the reverse side of the page, including the name "Kobayashi" and other illegible characters.

久留米中三年八月十九日

又三年八月四日 坊廣新聞紙九号

今晩(水曜日)午後二時斗流り合衆國に元の
庭に在る番兵三人の異國人を見掛り其内の一
合衆には番兵といひ小銃ヲ打をけり
南今の飛船を外國人も日本人も飛過と認め
下と戒へしはか時とあり此の如き一砲を
ありて其の此の如き一砲の如き一砲
日本人對し能しなりとあり此の如き一砲
後此の如き一砲ありしれは極めて畏れぬ
廣船と取れり此の如き一砲を
番兵を打殺ししを極すなりとあり

此の如き一砲

れに實に恐怖はまじとあり是れりの小銃ヲ打
をけるも合衆國に元流館へ且其の
こととて小銃ありてかめの内在る者なり
との一しは此の如き一砲の如き一砲
との一しは此の如き一砲の如き一砲
軍船の者たれと考へ他人を却りあり
げ花を令く知る他はざるありしれは
かきなり
けり此の如き一砲の如き一砲
始とありしなり
律とありしなり
故に英吉利と利堅を三國の間に
てすかり後

威を有御の兵力を取定りたり
物凡そ此處に船を繋けり他國に元も事此
處に至り行ひしを閑る

異人^の船の呪詛^を舟中^の舟人^に見せし
使令^をし^て此の船^を解^り入^り其の^舟に^舟客^を斬^りけし
此の^船に^舟客^を斬^りけし^は其の^舟に^舟客^を斬^りけし
此の^船に^舟客^を斬^りけし^は其の^舟に^舟客^を斬^りけし
此の^船に^舟客^を斬^りけし^は其の^舟に^舟客^を斬^りけし

此處の舟人住居の如く金と拂ふ日
本人の在りたる所を取^り此の^舟に^舟客^を斬^りけし
舟に^舟客^を斬^りけし^は其の^舟に^舟客^を斬^りけし
舟に^舟客^を斬^りけし^は其の^舟に^舟客^を斬^りけし
舟に^舟客^を斬^りけし^は其の^舟に^舟客^を斬^りけし

舟に^舟客^を斬^りけし^は其の^舟に^舟客^を斬^りけし

ある日日本政府の命を異船の舟人
此處の舟人住居の如く金と拂ふ日
本人の在りたる所を取^り此の^舟に^舟客^を斬^りけし
舟に^舟客^を斬^りけし^は其の^舟に^舟客^を斬^りけし
舟に^舟客^を斬^りけし^は其の^舟に^舟客^を斬^りけし
舟に^舟客^を斬^りけし^は其の^舟に^舟客^を斬^りけし

此は舟人住居の如く金と拂ふ日
本人の在りたる所を取^り此の^舟に^舟客^を斬^りけし
舟に^舟客^を斬^りけし^は其の^舟に^舟客^を斬^りけし
舟に^舟客^を斬^りけし^は其の^舟に^舟客^を斬^りけし
舟に^舟客^を斬^りけし^は其の^舟に^舟客^を斬^りけし

舟に^舟客^を斬^りけし^は其の^舟に^舟客^を斬^りけし

言付りたる事を知りしに、此役の故に日本役人
より責められたる事、後令の一條より「明白なり」
他の貴人松平、越前守或は此役の故に「少監系」
柄の取扱と受け、此役の故に「少監系」
野の故に外國人の處に仕方なり、
此役受り考へれば、日本に権威を及ぼす
役人の権威と認めらるるものなり、若しこれに
けり、此役の名を考へたる人、最大なる罪過を
犯し、るを人かされ、るべきなり、

日本領事新聞 第九号

天保三年三月廿九日

文久三年八月十日 神奈川 刊行

えんりやう

此役の故に外國人の處に仕方なり、
此役受り考へれば、日本に権威を及ぼす
役人の権威と認めらるるものなり、若しこれに
けり、此役の名を考へたる人、最大なる罪過を
犯し、るを人かされ、るべきなり、
此役の故に外國人の處に仕方なり、
此役受り考へれば、日本に権威を及ぼす
役人の権威と認めらるるものなり、若しこれに
けり、此役の名を考へたる人、最大なる罪過を
犯し、るを人かされ、るべきなり、
此役の故に外國人の處に仕方なり、
此役受り考へれば、日本に権威を及ぼす
役人の権威と認めらるるものなり、若しこれに
けり、此役の名を考へたる人、最大なる罪過を
犯し、るを人かされ、るべきなり、
此役の故に外國人の處に仕方なり、
此役受り考へれば、日本に権威を及ぼす
役人の権威と認めらるるものなり、若しこれに
けり、此役の名を考へたる人、最大なる罪過を
犯し、るを人かされ、るべきなり、

日刊紙云 大君... 大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て... 大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て... 大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て...

他の仕方と成りては... 大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て... 大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て...

大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て... 大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て... 大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て...

大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て... 大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て... 大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て...

大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て... 大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て... 大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て...

大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て... 大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て... 大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て...

大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て... 大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て... 大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て...

大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て... 大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て... 大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て...

大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て... 大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て... 大君政府は外國交易の振興を爲すを好むを以て...

中心海原の北諸侯の爲に砲を打掛られたるに
又播磨國の諸侯外國人を逐放するの爲に利
大膳大夫より候し候し其の君侯表之を承
知せし其臣下皆之に叛くと云ふ事候し候し
余等又下の評判を以て曰く廣一(島津三郎)五
撰申す所の所執る大膳と撰と云ふ事候し候し
余等此後之を以て其の事候し候し
此後之の事候し候し

子育帳簿上巻之件

移年大膳大夫より候し候し其の君侯表之を承
知せし其臣下皆之に叛くと云ふ事候し候し
余等又下の評判を以て曰く廣一(島津三郎)五
撰申す所の所執る大膳と撰と云ふ事候し候し
余等此後之を以て其の事候し候し
此後之の事候し候し

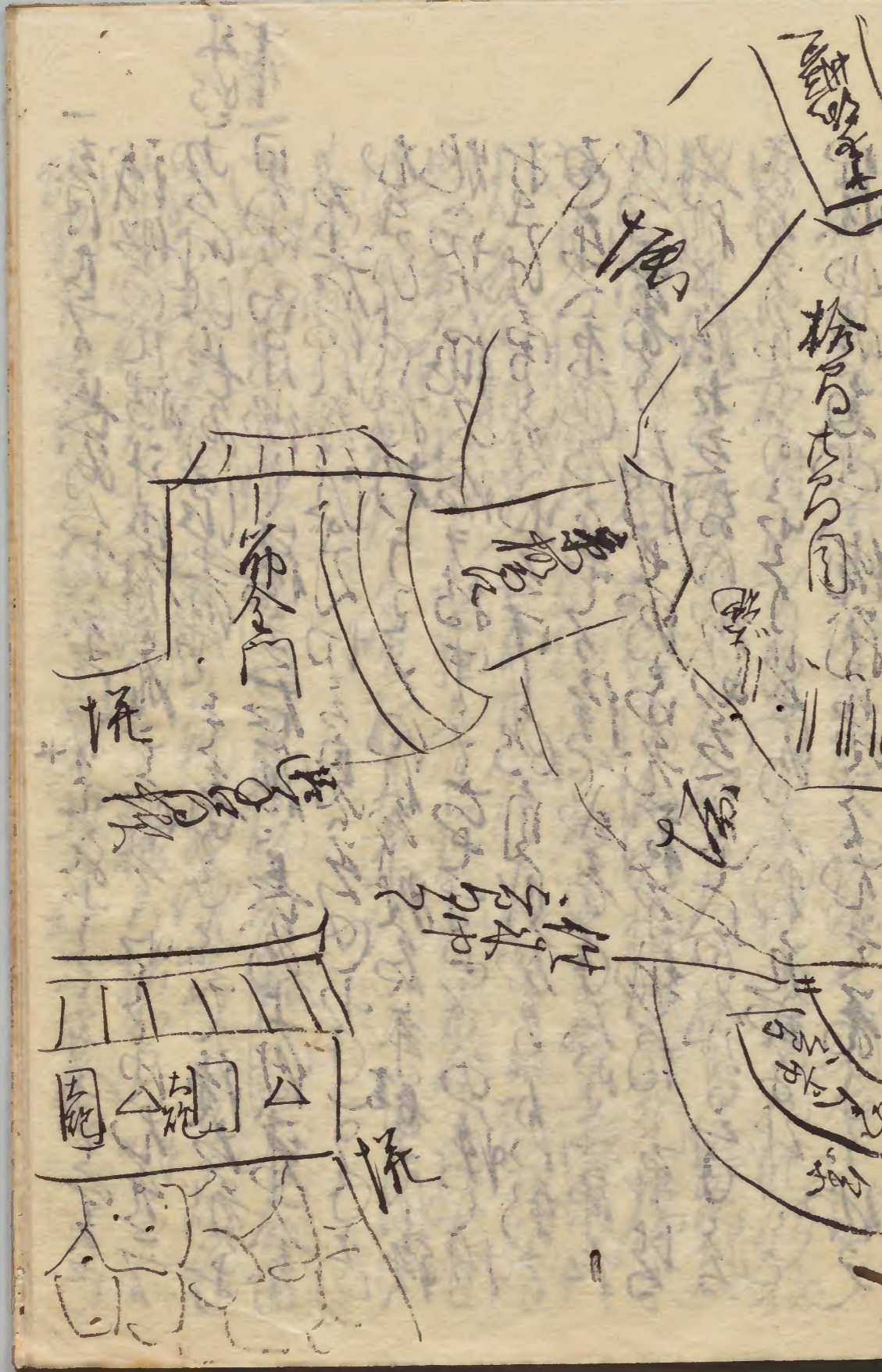
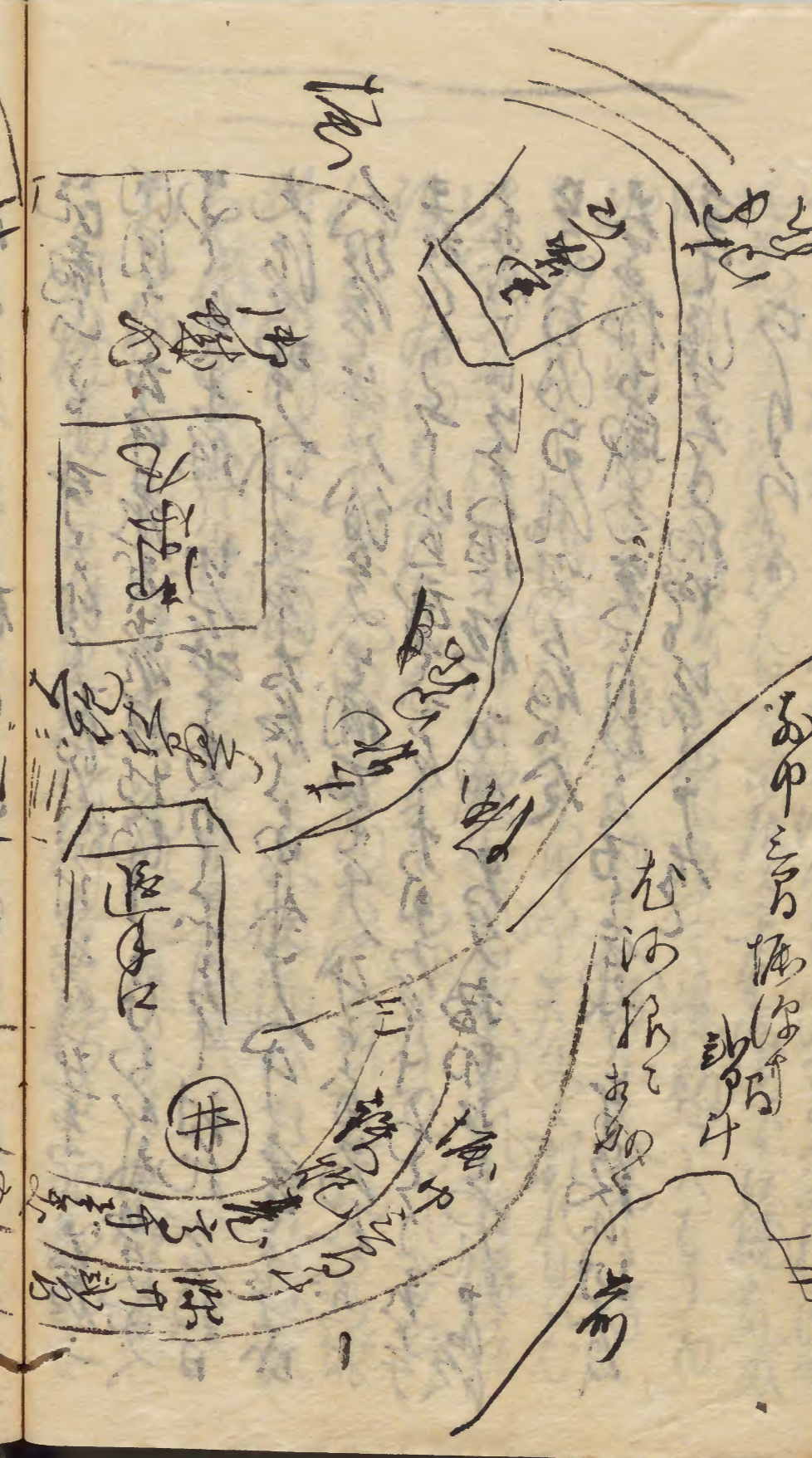
此の事候し候し其の君侯表之を承
知せし其臣下皆之に叛くと云ふ事候し候し
余等又下の評判を以て曰く廣一(島津三郎)五
撰申す所の所執る大膳と撰と云ふ事候し候し
余等此後之を以て其の事候し候し
此後之の事候し候し

古物中 煤 煤 煤

此古物 卷 卷 卷 下 卷
十 十 十 十 十 十 十
十 十 十 十 十 十 十

古物 煤 煤 煤

古物



九十九の... 七十九の... 七十八の... 七十七の... 七十六の... 七十五の... 七十四の... 七十三の... 七十二の... 七十一の... 七十の... 六十九の... 六十八の... 六十七の... 六十六の... 六十五の... 六十四の... 六十三の... 六十二の... 六十一の... 六十の... 五十九の... 五十八の... 五十七の... 五十六の... 五十五の... 五十四の... 五十三の... 五十二の... 五十一の... 五十の... 四十九の... 四十八の... 四十七の... 四十六の... 四十五の... 四十四の... 四十三の... 四十二の... 四十一の... 四十の... 三十九の... 三十八の... 三十七の... 三十六の... 三十五の... 三十四の... 三十三の... 三十二の... 三十一の... 三十の... 二十九の... 二十八の... 二十七の... 二十六の... 二十五の... 二十四の... 二十三の... 二十二の... 二十一の... 二十の... 十九の... 十八の... 十七の... 十六の... 十五の... 十四の... 十三の... 十二の... 十一の... 十の... 九の... 八の... 七の... 六の... 五の... 四の... 三の... 二の... 一の...

一尚武園... 方名... たる... 色...

中本丸... 紀伊... 中... 丸...

本所... 白... 紀... 丸... 丸...

三浦... 長... 丸... 丸...

長... 丸... 丸... 丸...

丸... 丸... 丸... 丸...

丸... 丸... 丸... 丸...

丸... 丸... 丸... 丸...

丸... 丸... 丸... 丸...

丸... 丸... 丸... 丸...

たつち 以ての上を 赤極に花序を採
ひて之をちりちりして上を
ぬきぬき 松平 濱原を採
ぬきぬき

一 松平の字のりあるは國丹波大和掾
はあちあち

柳原流小状

一 一月廿二日 三原多し 濱原一河の事なり 廿月廿
二日 廿七日 廿八日 廿九日 廿十日 廿十一日 廿十二日
廿十三日 廿十四日 廿十五日 廿十六日 廿十七日 廿十八日
廿十九日 廿二十日 廿二十一日 廿二十二日 廿二十三日
廿二十四日 廿二十五日 廿二十六日 廿二十七日 廿二十八日
廿二十九日 三十日 三十一日 一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

後

一 一月廿二日 三原多し 濱原一河の事なり 廿月廿
二日 廿七日 廿八日 廿九日 廿十日 廿十一日 廿十二日
廿十三日 廿十四日 廿十五日 廿十六日 廿十七日 廿十八日
廿十九日 廿二十日 廿二十一日 廿二十二日 廿二十三日
廿二十四日 廿二十五日 廿二十六日 廿二十七日 廿二十八日
廿二十九日 三十日 三十一日 一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

一 今時度家子の元又此後所及之長表也
 一 長為人南より七日以根系由抄進交人頼の
 一 後初年冬宝初に根系由抄進交人頼の
 一 又此子の陣也下傳了之是也老の母也
 一 長河現取書之者よりののるよりな此元為元
 一 長河現取書之者よりののるよりな此元為元

一 有正の宮内大臣
 一 長河現取書之者よりののるよりな此元為元

長河現取書
 依りて修理

一 遷
 一 長河現取書之者よりののるよりな此元為元

今知其機爲子家正以比大途子乃不家
其地也或身即今乃比之乘子由比所加夫
殊乎但斬之云々也本之云々已乃之
若不能其者也

元應元年七月十日 足利右衛門守

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

御本は御本化
少降御本

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上
一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

一 右様方より本館を爲給ひの只今本館の御本は御本化
中より上

